

補助金概要調書

補助金名	通所サービス利用促進事業補助金			
所管部課	福祉保健部障がい者支援 (TEL 0859-23-5153(直通))			
補助対象者	通所サービスを行う事業者			
補助開始年度	平成19年			
交付目的	障害者自立支援法の施行に伴い、制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動サービス事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。			
補助金額と過去の補助実績()は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	()千円 ()千円	()千円 ()千円	16,500千円 (2,715)千円	18,000千円 (2,962)千円
補助事業の内容	補助対象者が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき利用者の送迎を行った場合に、当該送迎に要する費用を助成する。 平成19年度の対象事業所は7箇所。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費	18,000千円		
	内補助対象経費	18,000千円		
	補助対象経費の内訳	(1)送迎実施に係る車両の更新等に要する経費 (2)送迎実施に係る経費		
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方	国が特別対策事業で定めた実施要綱による全国一律に示されたものである		
	限度額	(有) 1事業所あたり3,000千円		
補助金の財源等	市単独	一般財源	特定財源 ()	
	国県等協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他() /	
		間接補助	国 / 県3/4市 / その他(他市町村の利用者割合による負担あり)	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	【効果】制度改正の激変緩和措置の一環としてのものであり、通所施設における送迎サービスの実施が継続され、利用者がサービスを利用しやすくなる。 【検証】通所者数の増減。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	【終期の設定】平成20年度 国の障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業に基づく事業であり、障害者自立支援法への移行に伴い、平成19年度と平成20年度の2ヵ年の特別対策である。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)				